

# 令和 7 年度 山梨市商工会建設業部会 資格取得助成金制度実施要綱

## 1. 目的

本会の建設業部会に属する会員事業所に対し、従業員等が経営上必要とされる各種資格、免許、技能等を習得して資質向上を図ろうとする場合に、その費用負担の一部を助成することを目的とする。

## 2. 定義

本文で言う資格・免許・技能等とは、各種関係機関等が実施する試験、技能検定のことをいう。事業所への助成範囲は、対象者が新たに習得する、これら資格、免許、技能等に係わる受検料、事前講習受講料とし、試験の可否は問わない。ただし、第一種運転免許は助成範囲から除く。また、山梨市商工会が主催に含まれるもの、または、すでに他機関から同等の助成を受け、自己負担がないものは助成対象外とする。

## 3. 対象者

本会の建設業部会に属する会員事業所、従業員（家族従業員も含む）

## 4. 助成金額

対象者 1 名につき 3,000 円までとし、1 事業所につき 3 名まで（合計 9,000 円）を限度とする。申請は対象年度に 1 回限りとする。

## 5. 対象期間

令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

## 6. 申請期日

令和 8 年 1 月 30 日（金）

## 7. その他

所定の申請書で申し込むこと。

この事業は、建設業振興費の予算範囲内で支出する。